

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者
基 準 確 認 シ ー ト
(令和3年4月改定基準)

指定地域密着型
介護老人福祉施設入所者生活介護

事業所名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

記入者名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

基準確認シートについて

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ **網掛け部分**については、ユニット型指定地域密着型特定施設入所者生活介護の事業独自の運営基準です。

ユニット型指定地域密着型特定施設においては【**ユニット型**】の記載のある項目を、それ以外の施設においては（従来型）の記載のある項目を点検してください。【**〇〇型**】の記載のない項目は、双方の施設に共通する基準です。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

○「法」	…	介護保険法（平成9年法律第123号）
○「施行令」	…	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
○「施行規則」	…	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
○「平17厚労告419」	…	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）
○「平13老155」	…	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年老発第155号厚生省老健局長通知）
○「H18-0331004」	…	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331004号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
○「平12老企54」	…	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
○「平12老振75・老健122」	…	介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知）
○「条例」	…	さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第73号）

電磁的方法について

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

介護サービス事業者 基準確認シート目次

一 基本方針	1
二 人員に関する基準	2
三 設備に関する基準	7
四 運営に関する基準	12
五 変更の届出等	47
六 その他	48

一 基本方針

項目	確認事項	根拠法令
1 一般原則	① 入所(入居)者の意思及び人格を尊重して、常に入所(入居)者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例 第3条第1項
	② 入所(入居)者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> ※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。	条例第3条第3項
	③ 指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> ※ 施設単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。	条例第3条第4項 H18-0331004 第3の一の4(1)
2 基本方針 【従来型】	① 地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例 第151条第1項 H18-0331004 第3の七の1(1)
	② 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するように努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例 第151条第2項
	③ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例 第3条第2項 第151条第3項
3 基本方針 【ユニット型】	① 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例 第180条第1項 H18-0331004 第3の七の5(1)

	<p>② 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第3条第2項 第180条第2項</p>
4 サテライト型居住施設	<p>○ 指定地域密着型介護老人福祉施設の形態は、次のようなものが考えられます。</p> <p>ア 単独の小規模の介護老人福祉施設</p> <p>イ 本体施設のあるサテライト型居住施設</p> <p>ウ 居宅サービス事業所（通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等）や地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所等）と併設された小規模の介護老人福祉施設</p> <p>※ これらの形態を組み合わせると、本体施設＋指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設）＋併設事業所といった事業形態も可能です。</p> <p>※ 本体施設とは、サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、サテライト型施設に対する支援機能を有する施設をいいます。</p> <p>※ サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される施設をいいます。</p>	<p>H18-0331004 第3の七の1(2)・(3)</p>

二 人員に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 従業者	<p>○ 従業者は、専ら施設の職務に従事していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士又は管理栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員をいいます。</p> <p>※ 「専ら従事する」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて他の職務に従事しないことをいいます。</p> <p>※ この場合のサービス提供時間帯とは、従事者の施設における勤務時間をいうものであり、従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p>	<p>条例 第152条第3項 H18-0331004 第2の2(4)</p>
2 医師	<p>① 入所(入居)者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サテライト型居住施設については、本体施設の医師が入所(入居)者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、本体施設の入所(入居)者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所(入居)者の処遇が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができます。</p> <p>※ 施設に指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、施設の医師により指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、指定短期入所生活介護事業所等の医師を置かないことができます。</p>	<p>条例 第152条第1項第1号 第152条第4項 第152条第12項 H18-0331004 第3の七の2(1)</p>

3 生活相談員	<p>① 生活相談員を1以上置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第152条第1項第2号</p>
	<p>② 生活相談員は、常勤となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「常勤」とは、施設における勤務時間が、施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）に達していることをいいます。</p> <p>同一の事業者によって施設に併設される事業所等の職務であって、施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>※ サテライト型居住施設（本体施設が指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の場合に限る。）の生活相談員については、常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えありません。</p> <p>※ 施設に指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が併設される場合においては、併設される事業所の生活相談員については、施設の生活相談員により事業所の入所利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができます。</p> <p>※ 1人を越えて配置されている生活相談員が、時間帯を明確に区分した上で当該指定地域密着型介護老人福祉施設を運営する法人内の他の職務に従事することは差し支えありません。</p>	<p>条例 第152条第5項 第152条第13項 H18-0331004 第2の2(3) 第3の七の2(2)</p>
4 介護職員または看護職員	<p>① 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所（入居）者の数が3または端数を増すごとに1以上となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 常勤換算方法とは、従業者の勤務延時間数を施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）で除することにより、従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。</p> <p>この場合の勤務延時間数は、勤務表上、施設のサービスの提供に従事する時間又は施設のサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。</p> <p>※ 従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限としてください。</p>	<p>条例 第2条 第152条第1項第3号 ア H18-0331004 第2の2(1) 第2の2(2)</p>

	<p>② ①でいう入所(入居)者の数は、前年度の平均値となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 「前年度の平均値」は、前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度）の平均を用いてください。</p> <p>この場合、入所(入居)者数等の平均は、前年度の全入所(入居)者等の延数を前年度の日数で除して得た数とします。</p> <p>この平均入所(入居)者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとします。</p> <p>※ 新たに事業を開始・再開・増床した施設においては、新設・増床分のベッドに関しては、次のとおりです。</p> <p>a 前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）は、新設・増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所(入居)者数とする。</p> <p>b 新設・増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全入所(入居)者等の延数を6月間の日数で除して得た数とする。</p> <p>c 新設・増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全入所(入居)者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。</p> <p>※ 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所(入居)者数等の延数を延日数で除して得た数とします。</p> <p>※ これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により入所(入居)者数を推定数によります。</p>	<p>条例 第152条第2項 H18-0331004 第2の2(5)①・②</p>
	<p>③ 介護職員のうち1人以上は、常勤となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第152条第6項 H18-0331004 第2の2(3)</p>
	<p>④ 看護職員（看護師または准看護師）の数は、1以上となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第152条第1項第3号イ</p>
	<p>⑤ 看護職員のうち1人以上は、常勤となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ サテライト型居住施設の看護職員については、常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えありません。</p>	<p>条例 第152条第7項 H18-0331004 第3の七の2(3)</p>
<p>5 栄養士又は管理栄養士</p>	<p>○ 栄養士又は管理栄養士を1以上置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 施設に指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が併設される場合においては、併設される事業所の栄養士については、施設の栄養士もしくは管理栄養士により利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができます。</p>	<p>条例 第152条第1項第4号 第152条第13項 H18-0331004 第3の七の2(4)</p>

<p>6 機能訓練指導員</p>	<p>① 機能訓練指導員を1以上置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、または減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者になっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者です。</p> <p>※ 入所(入居)者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。</p> <p>※ 機能訓練指導員は、施設の他の職務に従事することができます。</p> <p>※ 施設に指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が併設される場合においては、併設される事業所の機能訓練指導員については、施設の機能訓練指導員により利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができます。</p>	<p>条例 第152条第1項第5号</p> <p>条例 第152条第9項 第152条第10項 第152条第13項 H18-0331004 第3の七の2(5)</p>
<p>7 介護支援専門員</p>	<p>① 介護支援専門員を1以上置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、併設される事業所の介護支援専門員により施設の入所(入居)者の処遇が適切に行われると認められるときは、施設の介護支援専門員を置かないことができます。</p> <p>② 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者ですか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入所(入居)者の処遇に支障がない場合は、施設の他の職務に従事することができます。</p> <p>※ この場合、兼務を行う介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、介護支援専門員の勤務時間の全体を他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとします。</p> <p>※ 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められません。 ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りではありません。</p>	<p>条例 第152条第1項第6号 第152条第15項</p> <p>条例 第152条第11項 H18-0331004 第3の七の2(6)</p>
<p>8 サテライト型居住施設及び当該施設の本体施設</p>	<p>① サテライト型居住施設の生活相談員・栄養士もしくは管理栄養士・機能訓練指導員・介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の区分に応じ、サテライト型居住施設の入所(入居)者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができます。</p> <p>ア 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型老人福祉施設</p>	<p>条例 第152条第8項</p>

	<p>栄養士もしくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>イ 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士もしくは管理栄養士、理学療法、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>ウ 病院 栄養士もしくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>エ 介護医療院 栄養士もしくは管理栄養士又は介護支援専門員</p>	
	<p>② サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければなりません。この場合の介護支援専門員の数は1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準）です。</p>	<p>条例 第152条第17項</p>
9 併設事業所	<p>① 施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所（入居）定員は、施設の入所（入居）定員と同数を上限とします。</p> <p>※ 施設全体が地域密着型サービスの趣旨に反して過大なものとならないよう、上限を設けています。</p> <p>※ 施設に指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合は、定員の上限はありません。</p> <p>※ 平成18年4月1日に現に併設する指定短期入所生活介護事業所等の定員が指定地域密着型介護老人福祉施設の定員を超えているもの（建築中のものを含む。）については、定員の上限は適用しません。</p> <p>この場合において、平成18年4月1日に現に基本設計が終了している事業所又はこれに準ずると認められるものについても、同日に現に「建築中のもの」として取り扱って差し支えありません。</p>	<p>条例 第152条第14項 H18-0331004 第3の七の2(8)・(9)</p>
	<p>② 施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所等が併設される場合においては、それぞれの人員基準を満たす従業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所の業務に従事できます。</p> <p>※ 「居住」に移行してからもなじみの関係を保てるよう、人員としては一体のものとして、運営することを認めています。</p>	<p>条例 第152条第16項 H18-0331004 第3の七の2(10)(第3の四の2(1)②チ)</p>
	<p>③ 施設に次の事業所が併設される場合については、処遇等が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり、置かないことができる人員を認めています。</p> <p>ア 指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護事業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 生活相談員 ・ 栄養士 ・ 機能訓練指導員 <p>イ 指定通所介護、指定地域密着型通所介護事業所</p>	<p>H18-0331004 第3の七の2(7)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談員 機能訓練指導員 	
	ウ 指定認知症対応型通所介護事業所（指定介護予防認知症対応型通所介護事業所） <ul style="list-style-type: none"> 生活相談員 機能訓練指導員 	
	エ 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と併設する指定地域密着型介護老人福祉施設 <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員 	

三 設備に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
1 設備 【従来型】	① 次の要件を満たす居室を設けていますか。 ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。 イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。 ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例 第153条第1項第1号
	② 静養室は介護職員室又は看護職員室に近接して設けていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例 第153条第1項第2号
	③ 要介護者が入浴するのに適した浴室を設けていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例 第153条第1項第3号
	④ 次の要件を満たす洗面設備を設けていますか。 ア 居室のある階ごとに設けること。 イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例 第153条第1項第4号
	⑤ 次の要件を満たす便所を設けていますか。 ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例 第153条第1項第5号
	⑥ 次の要件を満たす食堂及び機能訓練室を設けていますか。 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上とすること。 イ 必要な備品を備えること。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	条例 第153条第1項第7号
	※ 食事の提供又は機能訓練を行う場合において、支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。	
2 設備 【ユニット型】	① 施設全体を、居室・共同生活室・洗面設備・便所等によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営していますか。	条例 第181条第1項第1号 H18-0331004

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠です。</p> <p>※ 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましいです。</p> <p>※ ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければなりません。</p>	<p>第3の七の5(2)①・②・③</p>
	<p>② 次の要件を満たす居室を設けていますか。</p> <p>ア 1の居室の定員は、1人とする。</p> <p>※ ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。</p> <p>イ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。</p> <p>※ 1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとしなければなりません。</p> <p>ウ 1の居室の床面積等は、10.65㎡以上とすること。ただし、アのただし書きの場合にあっては、21.3㎡以上とすること。</p> <p>エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ ユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とします。</p> <p>ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができます。</p> <p>※ 「共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の3つをいいます。</p> <p>a 共同生活室に隣接している居室</p> <p>b 共同生活室に隣接してはいないが、アの居室と隣接している居室</p> <p>c その他共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のア・イの居室を除く。）</p> <p>※ ユニット型施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類されます。</p> <p>a ユニット型個室</p> <p>床面積は、10.65㎡以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とします。</p> <p>入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3㎡以上とします。</p> <p>b ユニット型個室的多床室</p> <p>ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合であり、床面積が、10.65㎡以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室</p>	<p>条例 第181条第1項第1号 ア H18-0331004 第3の七の5(2)④</p>

	<p>内に便所が設けられているときはその面積を除く。) であるもの。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えありません。</p>	
	<p>壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要です。</p> <p>居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められません。</p>	
	<p>また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえ、個室的多床室としては認められないものです。</p> <p>入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3㎡以上とします。</p> <p>なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がaの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。</p>	
	<p>③ 次の要件を満たす共同生活室を設けていますか。</p> <p>ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>イ 1の共同生活室の床面積は、2㎡に共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>ウ 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 他のユニットの入居者が、共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっている必要があります。</p> <p>※ 共同生活室は、ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されている必要があります。</p> <p>※ 共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければなりません。</p> <p>※ 入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましいです。</p>	<p>条例 第181条第1項第1号イ H18-0331004 第3の七の5(2)⑤</p>
	<p>④ 次の要件を満たす洗面設備を設けています</p> <p>ア 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>※ 洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましいですが、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。</p> <p>この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して</p>	<p>条例 第181条第1項第1号ウ H18-0331004 第3の七の5(2)⑥</p>

	<p>設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましいです。</p> <p>なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	
	<p>⑤ 次の要件を満たす便所を設けていますか。</p> <p>ア 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 便所は、居室ごとに設けることが望ましいですが、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。</p> <p>この場合にあつては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましいです。</p> <p>なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。</p>	<p>条例 第181条第1項第1号エ H18-0331004 第3の七の5(2)⑦</p>
	<p>⑥ 要介護者が入浴するのに適した浴室を設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましいです。</p>	<p>条例 第181条第1項第2号 H18-0331004 第3の七の5(2)⑧</p>
3 設備	<p>① 医務室は医療法に規定する診療所であり、入所(入居)者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所(入居)者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足ります。</p>	<p>条例 第153条第1項第6号 第181条第1項第3号</p>
	<p>② 廊下幅は1.5m以上、中廊下の幅は1.8m以上となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所(入居)者や従業者が少数であることから、廊下幅の一律の規制を緩和したものです。</p> <p>※ 廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所(入居)者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができます。</p> <p>これは、アルコーブを設けることなどにより、入所(入居)者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定しています。</p> <p>また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要があります。</p>	<p>条例 第153条第1項第8号 第181条第1項第4号 H18-0331004 第3の七の3(2) 第3の七の5(2)⑨(第3の七の3(2))</p>
	<p>③ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。</p>	<p>条例 第153条第1項第9号</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければなりません。</p>	<p>第181条第1項第5号 H18-0331004 第3の七の3(3)(第3の二の二の2(3)) 第3の七の5(2)⑨(第3の七の3(3)(第3の二の二の2(3)))</p>
	<p>④ 設備は、専ら施設の用に供するものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入居(入所)者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 便所等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮してください。</p>	<p>条例 第153条第2項 第181条第2項 H18-0331004 第3の七の3(1) 第3の七の5(2)⑨(第3の七の3(1))</p>
4 療養病床転換による基準緩和の経過措置	<p>① 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</p> <p>※ 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を令和6年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、食堂の面積は、入所(入居)者1人当たり1㎡以上を有し、機能訓練室の面積は、40㎡以上であればよいこととします。</p> <p>ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとします。</p> <p>また、転換を行って開設する施設がサテライト型居住施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとします。</p>	<p>条例 附則5 H18-0331004 第3の七の3(4)① 第3の七の5(2)⑨(第3の七の3(4)①)</p>
	<p>② 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</p> <p>※ 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととします。</p> <p>a 食堂及び機能訓練室の面積は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計して入所(入居)者1人あたり3㎡以上とすること。</p> <p>ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。</p> <p>b 食堂の面積は、入所(入居)者1人当たり1㎡以上を有し、機能訓練室の面積は、40㎡以上を有すること。</p> <p>ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。</p> <p>また、転換を行って開設する施設がサテライト型居住施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとします。</p>	<p>条例 附則6 H18-0331004 第3の七の3(4)② 第3の七の5(2)⑨(第3の七の3(4)②)</p>
	<p>③ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和</p>	<p>条例 附則7</p>

	<p>※ 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、廊下の幅については、内法による測定で、1.2m以上であればよいこととします。</p> <p>ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6m以上であればよいこととします。</p> <p>なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととします。</p>	<p>H18-0331004 第3の七の3(4)③ 第3の七の5(2)⑨(第3の七の3(4)③)</p>
--	--	--

四 運営に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
<p>1 提供の開始に当たった説明及び同意</p>	<p>○ 入所(入居)者に対し適切なサービスを提供するため、提供の開始に際し、あらかじめ、入所(入居)申込者または家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の入所(入居)申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ わかりやすい説明書やパンフレット等（他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、パンフレット等を一体的に作成することは差し支えありません。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。</p> <p>※ 同意については、書面によって確認することが適当です。</p> <p>※ 入所(入居)申込者または家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、重要事項を電磁的方法により提供することもできます。</p>	<p>条例 第178条(第10条準用) 第190条(第10条準用) H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の七の4(2)) 第3の七の5(10)(第3の七の4(2))</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>○ 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。</p> <p>※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止します。</p> <p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用も仕込み者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他入所(入居)申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合に限られます。</p>	<p>条例 第178条(第11条準用) 第190条(第11条準用) H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の七の4(3)) 第3の七の5(10)(第3の七の4(3))</p>
<p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>○ 入所(入居)申込者が入院治療を必要とする場合その他入所(入居)申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院・診療所・介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第154条 第190条(第154条準用)</p>
<p>4 受給資格等の確認</p>	<p>① サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。</p>	<p>条例 第178条(第13条第1項準用)</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られます。</p>	<p>第190条(第13条第1項準用) H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の一の4(5)①) 第3の七の5(10)(第3の一の4(5)①)</p>
	<p>② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第178条(第13条第2項準用) 第190条(第13条第2項準用) H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の一の4(5)②) 第3の七の5(10)(第3の一の4(5)②)</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>① 入所(入居)の際に要介護認定を受けていない入所(入居)申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所(入居)申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ます。</p>	<p>条例 第178条(第14条第1項準用) 第190条(第14条第1項準用) H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の一の4(6)①) 第3の七の5(10)(第3の一の4(6)①)</p>
	<p>② 要介護認定が申請の日から30日以内に行われることから、更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があります。</p>	<p>条例 第178条(第14条第2項準用②) 第190条(第14条第2項準用②) H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の一の4(6)②) 第3の七の5(10)(第3の一の4(6)②)</p>
6 入退所(入退居)	<p>① 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上、精神上の著しい障害のために居宅で生活を継続することが、困難な要介護者を対象としています。</p>	<p>条例 第155条第1項 第190条(第155条第1項準用) H18-0331004 第3の七の4(1)① 第3の七の5(10)(第3の七の4(1)①)</p>
	<p>② 入所(入居)申込者の数が入所(入居)定員から入所(入居)者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所(入居)申込者を優先的に入所(入居)させるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第155条第2項 第190条(第155条第2項準用) H18-0331004 第3の七の4(1)② 第3の七の5(10)(第3</p>

<p>※ 入所(入居)を待っている申込者がいる場合には、入所(入居)してサービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければなりません。</p> <p>※ 施設が常時の介護を要する者のうち居宅においてこれを受けることが困難な者を対象としていることにかんがみ、介護の必要の程度及び家族の状況等を勘案する必要があります。</p> <p>※ 優先的な入所(入居)の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意してください。</p>	<p>の七の4(1)②</p>
<p>③ 入所(入居)申込者の入所(入居)に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、家族の状況、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での生活へ移行する必要性があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行ってください。</p> <p>※ 質の高いサービスの提供に資することや生活の継続性を重視するという観点から、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければなりません。</p>	<p>条例 第155条第3項 第190条(第155条第3項準用) H18-0331004 第3の七の4(1)③ 第3の七の5(10)(第3の七の4(1)③)</p>
<p>④ 入所(入居)者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が退所(退居)して居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定地域密着型介護老人福祉施設が要介護者のうち、入居(入所)して介護を受けることが必要な者を対象としていることにかんがみ、退所(退居)して居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討しなければならないとしたものです。</p>	<p>条例 第155条第4項 第190条(第155条第4項準用) H18-0331004 第3の七の4(1)④ 第3の七の5(10)(第3の七の4(1)④)</p>
<p>⑤ 検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第155条第5項 第190条(第155条第5項準用) H18-0331004 第3の七の4(1)④ 第3の七の5(10)(第3の七の4(1)④)</p>
<p>⑥ 心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所(入居)者に対し、入所(入居)者および家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入所(入居)者に対し、退所に際しての本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助を行ってください。</p> <p>※ 安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意してください。</p>	<p>条例 第155条第6項 第190条(第155条第6項準用) H18-0331004 第3の七の4(1)⑤ 第3の七の5(10)(第3の七の4(1)⑤)</p>

	<p>※ 退所(退居)が可能になった入所(入居)者の退所(退居)を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所(退居)後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図ってください。</p>	
	<p>⑦ 入所(入居)者の退所(退居)に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第155条第7項 第190条(第155条第7項準用)</p>
7 サービスの提供の記録	<p>① 入所(入居)に際しては入所(入居)の年月日並びに入所(入居)している介護保険施設の種別及び名称を、退所(退居)に際しては退所(退居)の年月日を、被保険者証に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第156条第1項 第190条(第156条第1項準用)</p>
	<p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所(入居)者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければなりません。</p> <p>※ サービスの提供の記録は、5年間保存してください。</p>	<p>条例 第156条第2項 第190条(第156条第2項準用) H18-0331004 第3の七の4(2) 第3の七の5(10)(第3の七の4(2))</p>
8 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入所(入居)者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割(保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第157条第1項 第182条第1項 H18-0331004 第3の七の4(3)①(第3の一の4の(13)①) 第3の七の5(3)(第3の七の4(3)①(第3の一の4の(13)①))</p>
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入所(入居)者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入所(入居)者間の公平及び入所(入居)者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>a 指定地域密着型介護老人福祉施設とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>b 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。</p> <p>c 指定地域密着型介護老人福祉施設の会計と区分していること。</p>	<p>条例 第157条第2項 第182条第2項 H18-0331004 第3の七の4(3)①(第3の一の4の(13)②) 第3の七の5(3)(第3の七の4(3)①(第3の一の4の(13)②))</p>
	<p>③ ①・②のほか、次の費用の額以外の支払を受けていませんか。</p>	<p>条例</p>

<p>ア 食事の提供に要する費用 イ 居住に要する費用 ウ 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 エ 特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 オ 理美容代 カ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所(入居)者に負担させることが適当と認められる次のもの</p> <p>a 入所(入居)者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 b 入所(入居)者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ ア～エまでの費用に係る同意については、文書によって得なければなりません。 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。 ※ その他の日常生活費の趣旨にかんがみ、カの徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守されなければなりません。</p> <p>a その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 b お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。 c 入所(入居)者または家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。 d その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。 e その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならないが、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。 ただし、その都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。</p>	<p>第157条第3項 第182条第3項 H18-0331004 第3の七の4(3)② 第3の七の5(3)(第3の七の4(3)②) 平12老企54 平12老振75・老健122</p>
<p>④ 食事の提供に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。</p> <p>ア 施設における食事の提供に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。</p> <p>a 契約の締結にあたっては、入所(入居)者または家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 b 契約の内容について、入所(入居)者から文書により同意を得ること。 c 食事の提供に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに施設の見やすい場所に掲示を行うこと。</p> <p>イ 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第157条第4項 第182条第4項 平17厚労告419</p>

<p>⑤ 居住に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。</p> <p>ア 居住に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。</p> <p> a 契約の締結に当たっては、入所(入居)者または家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。</p> <p> b 契約の内容について、入所(入居)者から文書により同意を得ること。</p> <p> c 居住に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに施設の見やすい場所に掲示を行うこと。</p> <p>イ 居住に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次の額を基本とすること。</p> <p> a 居室のうち定員が1人のもの 室料及び光熱水費に相当する額</p> <p> b 居室のうち定員が2人以上のもの 光熱水費に相当する額</p> <p>ウ 居住に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。</p> <p> a 入所(入居)者が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。)</p> <p> b 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第157条第4項 第182条第4項 平17厚労告419</p>
<p>⑥ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所(入居)者または家族に対し、サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所(入居)者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所(入居)者または家族に対し、サービス内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、入所(入居)者の同意を得なければなりません。同意については、入所(入居)者及び施設双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行ってください。</p> <p>この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必要が生じるごとに、受領のたびに逐次行う必要はなく、入所(入居)の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービス内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとします。</p> <p>※ 日常生活費等に係るサービスについては、運営基準に基づき、サービス内容及び費用の額を運営規程において定めなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示しなくてはなりません。</p>	<p>条例 第157条第5項 第182条第5項 平12老振75・老健122</p>

	<p>⑦ サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・居住に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。</p> <p>また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。</p>	<p>法 第42条の2第9項(第41条第8項準用) 施行規則 第65条の5(第65条準用)</p>
<p>9 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>○ 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所(入居)者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所(入居)者が保険給付の請求を容易に行えるよう、サービス提供証明書を交付しなければなりません。</p>	<p>条例 第178条(第23条準用) 第190条(第23条準用) H18-0331004 第3の七の4⁽²⁸⁾(第3の一の4(14)) 第3の七の5⁽¹⁰⁾(第3の一の4(14))</p>
<p>10 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針</p>	<p>①【従来型】 地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第158条第1項</p>
	<p>②【従来型】 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第158条第2項</p>
	<p>③【従来型】 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者または家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 処遇上必要な事項とは、地域密着型施設サービス計画の目標及び内容並びに行事及び日課等も含まれます。</p>	<p>条例 第158条第3項 H18-0331004 第3の七の4(4)</p>
	<p>④【ユニット型】 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入居者へのサービスの提供は、入居者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行われなければなりません。</p>	<p>条例 第183条第1項 H18-0331004 第3の七の5(4)①</p>

	<p>※ 入居者へのサービス提供に当たっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければなりません。</p> <p>※ こうしたことから明らかなように、入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われなことを行うのは、サービスとして適当ではありません。</p>	
	<p>⑤【ユニット型】 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入居者へのサービスの提供は、入居者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければなりません。</p> <p>※ 従業者は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要ですが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要です。</p>	<p>条例 第183条第2項 H18-0331004 第3の七の5(4)②</p>
	<p>⑥【ユニット型】 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第183条第3項</p>
	<p>⑦【ユニット型】 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第183条第4項</p>
	<p>⑧【ユニット型】 従業者は、サービスの提供に当たって、入居者または家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第183条第5項</p>
	<p>⑨ 自ら提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第158条第7項 第183条第8項</p>
11 身体的拘束等の禁止	<p>① サービスの提供に当たっては、入所(入居)者又は他の入所(入居)者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為)を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 身体的拘束禁止の対象となる具体的行為</p>	<p>条例 第158条第4項 第183条第6項 平13老155の1</p>

<p>a 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>b 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>c 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>d 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>e 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>f 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。</p> <p>g 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。</p> <p>h 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>i 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>j 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>k 自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。</p> <p>※ 身体的拘束の廃止を実現していく取組みは、ケア全体の質の向上や生活環境の改善のきっかけとなるものであり、身体的拘束廃止を最終目標とするのではなく、身体的拘束廃止に取り組む過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでください。</p>	
<p>② 管理者及び従業者は、身体的拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。また、そのための意識啓発に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平13老155の 2</p>
<p>③ 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する身体的拘束廃止委員会などを設置し、事業所全体で身体的拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 改善計画に盛り込むべき内容</p> <p>a 事業所内の推進体制</p> <p>b 介護の提供体制の見直し</p> <p>c 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き</p> <p>d 事業所の設備等の改善</p> <p>e 事業所の従業者他の関係者の意識啓発のための取組み</p> <p>f 利用者の家族への十分な説明</p> <p>g 身体的拘束廃止に向けての数値目標</p>	<p>平13老155の 5</p>
<p>④ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所(入居)者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 身体的拘束等の記録は、5年間保存してください。</p>	<p>条例 第158条第5項 第183条第7項 H18-0331004 第3の七の4(4)②</p>
<p>⑤ 身体的拘束等の適正化を図るため、以下のア～ウに掲げる措置を講じていますか。</p>	

<p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（「身体的拘束適正化検討委員会」）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成するものです。 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。</p> <p>※ 身体的拘束適正化検討委員会は、運営推進会議又は事故防止委員会及び感染症対策委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。</p> <p>※ 身体的拘束適正化検討委員会の責任者は、ケア全般の責任者であることが望ましいです。</p> <p>※ 身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられます。</p>	<p>条例 第158条第6項第1号 第183条第8項第1号</p> <p>H18-0331004 第3の七の4③</p>
<p>イ 身体的拘束等の適正化のために指針を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 b 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 c 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 d 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 e 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 f 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 g その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 	<p>条例 第158条第6項第2号 第183条第8項第2号</p> <p>H18-0331004 第3の七の4④</p>
<p>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとします。</p> <p>※ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。</p> <p>※ 研修の実施内容についても記録することが必要です。</p> <p>※ 研修の実施は、施設内での研修で差し支えありません。</p>	<p>条例 第158条第6項第3号 第183条第8項第3号</p> <p>H18-0331004 第3の七の4⑤</p>

<p>12 地域密着型施設サービス計画の作成</p>	<p>① 管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 地域密着型施設サービス計画の作成および実施に当たっては、いたずらにこれを入所(入居)者に強制することとならないように留意してください。</p>	<p>条例 第159条第1項 第190条(第159条第1項準用) H18-0331004 第3の七の4(5)① 第3の七の5(10)(第3の七の4(5)①)</p>
	<p>② 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所(入居)者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 地域密着型施設サービス計画は、入所(入居)者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要です。</p> <p>※ 地域密着型施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入所(入居)者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、地域の住民による入所(入居)者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めて地域密着型施設サービス計画に位置づけることにより、総合的な計画となるよう努めなければなりません。</p>	<p>条例 第159条第2項 第190条(第159条第2項準用) H18-0331004 第3の七の4(5)② 第3の七の5(10)(第3の七の4(5)②)</p>
	<p>③ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所(入居)者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所(入居)者が現に抱える問題点を明らかにし、入所(入居)者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 地域密着型施設サービス計画は、個々の入所(入居)者の特性に応じて作成されることが重要です。</p> <p>※ このため計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に先立ち入所(入居)者の課題分析を行わなければなりません。</p> <p>※ 課題分析とは、入所(入居)者の有する日常生活上の能力や入所(入居)者を取り巻く環境等の評価を通じて入所(入居)者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、入所(入居)者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、入所(入居)者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。</p>	<p>条例 第159条第3項 第190条(第159条第3項準用) H18-0331004 第3の七の4(5)③ 第3の七の5(10)(第3の七の4(5)③)</p>
	<p>④ 計画担当介護支援専門員は、アセスメント(③でいう解決すべき課題の把握)に当たっては、入所(入居)者および家族に面接して行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所(入居)者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所(入居)者および家族に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。</p>	<p>条例 第159条第4項 第190条(第159条第4項準用) H18-0331004 第3の七の4(5)④ 第3の七の5(10)(第3の七の4(5)④)</p>

<p>※ 計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。</p>	
<p>⑤ 計画担当介護支援専門員は、入所(入居)者の希望及び入所(入居)者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入所(入居)者の家族の希望を勘案して、入所(入居)者および家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標および達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画が入所(入居)者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、地域密着型施設サービス計画原案を作成しなければなりません。</p> <p>※ 地域密着型施設サービス計画原案は、実現可能なものとする必要があります。</p> <p>※ 地域密着型施設サービス計画原案には、各種サービス（機能訓練、看護、介護、食事等）に係る目標を具体的に設定し記載する必要があります。</p> <p>※ 提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、達成時期には地域密着型施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重要です。</p> <p>※ サービスの内容には、施設の行事及び日課等も含まれます。</p> <p>※ 施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。</p>	<p>条例 第159条第5項 第190条(第159条第5項準用) H18-0331004 第3の七の4(5)⑤ 第3の七の5(10)(第3の七の4(5)⑤)</p>
<p>⑥ 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い地域密着型施設サービス計画とするため、サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、サービス担当者会議の開催又は指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の原案に位置付けた担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要です。</p> <p>※ 計画担当介護支援専門員は、入所(入居)者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があります。</p> <p>※ 担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び生活状況等に関係する者を指します。</p>	<p>条例 第159条第6項 第190条(第159条第6項準用) H18-0331004 第3の七の4(5)⑥ 第3の七の5(10)(第3の七の4(5)⑥)</p>
<p>⑦ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所(入居)者または家族に対して説明し、文書により入所(入居)者の同意を得ていますか。</p>	<p>条例 第159条第7項 第190条(第159条第7</p>

<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの内容への入所(入居)者の意向の反映の機会を保障するため、計画に位置付けるサービスの内容を説明した上で、文書によって入所(入居)者の同意を得ることを義務付けるものです。</p> <p>※ 説明及び同意を要する地域密着型施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表に相当するものを指します。</p> <p>※ 必要に応じて入所(入居)者の家族に対しても説明を行い、同意を得ることが望ましい。</p>	<p>項準用) H18-0331004 第3の七の4(5)⑦ 第3の七の5(10)(第3の七の4(5)⑦)</p>
<p>⑧ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく入所(入居)者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 交付した地域密着型施設サービス計画は、5年間保存してください。</p>	<p>条例 第159条第8項 第190条(第159条第8項準用) H18-0331004 第3の七の4(5)⑧ 第3の七の5(10)(第3の七の4(5)⑧)</p>
<p>⑨ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、モニタリングを行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画担当介護支援専門員は、入所(入居)者の解決すべき課題の変化に留意することが重要です。</p> <p>※ 地域密着型施設サービス計画の作成後においても、入所(入居)者および家族並びに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行ってください。</p> <p>※ 入所(入居)者の解決すべき課題の変化は、入所(入居)者に直接サービスを提供する他のサービス担当者により把握されることも多いことから、計画担当介護支援専門員は、他のサービス担当者と緊密な連携を図り、入所(入居)者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければなりません。</p>	<p>条例 第159条第9項 第190条(第159条第9項準用) H18-0331004 第3の七の4(5)⑨ 第3の七の5(10)(第3の七の4(5)⑨)</p>
<p>⑩ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握(入所(入居)者についての継続的なアセスメントを含む)(以下「モニタリング」)に当たっては、入所(入居)者および家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。</p> <p>ア 定期的に入所(入居)者に面接すること。</p> <p>イ 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「定期的に」の頻度については、入所(入居)者の心身の状況等に応じて適切に判断してください。</p> <p>※ 特段の事情とは、入所(入居)者の事情により、入所(入居)者に面接することができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれません。</p> <p>※ 特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。</p>	<p>条例 第159条第10項 第190条(第159条第10項準用) H18-0331004 第3の七の4(5)⑩ 第3の七の5(10)(第3の七の4(5)⑩)</p>

	<p>⑪ 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p>ア 入所(入居)者が要介護更新認定を受けた場合 イ 入所(入居)者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第159条第11項 第190条(第159条第11項準用)</p>
	<p>⑫ 地域密着型施設サービス計画を変更する場合においても、②～⑧の一連の業務を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入所(入居)者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はありません。</p> <p>※ この場合においても、計画担当介護支援専門員が、入所(入居)者の解決すべき課題の変化に留意することが重要です。</p>	<p>条例 第159条第12項 第190条(第159条第12項準用)</p> <p>H18-0331004 第3の七の4(5)⑩ 第3の七の5(10)(第3の七の4(5)⑩)</p>
<p>13 介護</p>	<p>①【従来型】 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 介護サービスの提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮し、地域密着型施設サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の低下が生じないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行ってください。</p>	<p>条例 第160条第1項 H18-0331004 第3の七の4(6)①</p>
	<p>②【従来型】 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施してください。</p> <p>※ 入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めなければなりません。</p>	<p>条例 第160条第2項 H18-0331004 第3の七の4(6)②</p>
	<p>③【ユニット型】 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針を受けた適切な技術をもって介護を行わなければなりません。</p> <p>※ 自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要があります。</p> <p>※ 入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、頼られるといった精神面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要があります。</p>	<p>条例 第184条第1項 H18-0331004 第3の七の5(5)①</p>

<p>④【ユニット型】 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やごみ出しなど、多様なものが考えられます。</p>	<p>条例 第184条第2項 H18-0331004 第3の七の5(5)②</p>
<p>⑤【ユニット型】 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができます。</p> <p>※ 入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければなりません。</p>	<p>条例 第184条第3項 H18-0331004 第3の七の5(5)③</p>
<p>⑥入所(入居)者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 排せつの介護は、入所(入居)者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施してください。</p>	<p>条例 第160条第3項 第184条第4項 H18-0331004 第3の七の4(6)③ 第3の七の5(5)④(第3の七の4(6)③)</p>
<p>⑦【従来型】 おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えていますか。</p> <p>⑦【ユニット型】 おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所(入居)者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所(入居)者の排せつ状況を踏まえて実施してください。</p>	<p>条例 第160条第4項 第184条第5項 H18-0331004 第3の七の4(6)④ 第3の七の5(5)④(第3の七の4(6)④)</p>
<p>⑧【従来型】 入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行っていますか。</p> <p>⑧【ユニット型】 入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 施設は、入所(入居)者にとって生活の場であることから、通常の1日の生活の流れに沿って、入所(入居)者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行ってください。</p>	<p>条例 第160条第6項 第184条第7項 H18-0331004 第3の七の4(6)⑥ 第3の七の5(5)④(第3の七の4(6)⑥)</p>
<p>⑨ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第160条第5項 第184条第6項 H18-0331004</p>

	<p>※ 褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定しています。</p> <p>例えば、次のようなことが考えられます。</p> <p>a 褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所(入居)者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。</p> <p>b 専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい。）を決めておく。</p> <p>c 医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。</p> <p>d 褥瘡対策のための指針を整備する。</p> <p>e 褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。 施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましいです。</p>	<p>第3の七の4(6)⑤ 第3の七の5(5)④(第3の七の4(6)⑤)</p>
	<p>⑩ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 非常勤の介護職員でも差し支えありません。</p>	<p>条例 第160条第7項 第184条第8項 H18-0331004 第3の七の4(6)⑦ 第3の七の5(5)④(第3の七の4(6)⑦)</p>
	<p>⑪ 入所(入居)者に対し、その負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例 第160条第8項 第184条第9項</p>
14 食事	<p>① 栄養並びに入所(入居)者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第161条第1項 第185条第1項</p>
	<p>②【従来型】 入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第161条第2項</p>
	<p>③【ユニット型】 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第185条第2項</p>
	<p>④【ユニット型】 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 施設側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければなりません。</p>	<p>条例 第185条第3項 H18-0331004 第3の七の5(6)①</p>
	<p>⑤【ユニット型】 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第185条第4項 H18-0331004 第3の七の5(6)②</p>

	<p>※ 入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければなりません。</p> <p>※ 共同生活室で食事を摂るよう強制することはあつてはならないので、十分留意する必要があります。</p>	
	<p>⑥ 入所(入居)者ごとの適切な栄養状態を定期的に把握し、個々の入所(入居)者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入所(入居)者の身体の状態や食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>H18-0331004 第3の七の4(7)① 第3の七の5(6)③(第3の七の4(7)①)</p>
	<p>⑦ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けてください。</p>	<p>H18-0331004 第3の七の4(7)② 第3の七の5(6)③(第3の七の4(7)②)</p>
	<p>⑧ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降としていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 早くても午後5時以降としてください。</p>	<p>H18-0331004 第3の七の4(7)③ 第3の七の5(6)③(第3の七の4(7)③)</p>
	<p>⑨ 食事の提供に関する業務は施設自らが行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、施設の最終的責任の下で第三者に委託することができます。</p>	<p>H18-0331004 第3の七の4(7)④ 第3の七の5(6)③(第3の七の4(7)④)</p>
	<p>⑩ 食事提供については、入所(入居)者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を食事の的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>H18-0331004 第3の七の4(7)⑤ 第3の七の5(6)③(第3の七の4(7)⑤)</p>
	<p>⑪ 入所(入居)者に対して、適切な栄養食事相談を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>H18-0331004 第3の七の4(7)⑥ 第3の七の5(6)③(第3の七の4(7)⑥)</p>
	<p>⑫ 食事内容については、施設の医師又は栄養士もしくは管理栄養士を含む会議において検討していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>H18-0331004 第3の七の4(7)⑦ 第3の七の5(6)③(第3の七の4(7)⑦)</p>
15 相談及び援助	<p>○ 常に入所(入居)者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所(入居)者または家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に入所(入居)者の生活の向上を図ってください。</p>	<p>条例 第162条 第190条(第162条準用) H18-0331004 第3の七の4(8) 第3の七の5(10)(第3の七の4(8))</p>

<p>16 社会生活上の便宜の提供等</p>	<p>①【従来型】 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 画一的なサービスを提供するのではなく、入所者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう努めてください。</p>	<p>条例 第163条第1項 H18-0331004 第3の七の4(9)</p>
	<p>②【ユニット型】 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針を受けて、入居者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければなりません。</p> <p>※ ユニット型施設の居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければなりません。</p>	<p>条例 第186条第1項 H18-0331004 第3の七の5(7)①・②</p>
	<p>③ 入所(入居)者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者または家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 郵便、証明書等の交付申請等、入所(入居)者が必要とする手続等について、入所(入居)者または家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければなりません。</p> <p>※ 特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。</p>	<p>条例 第163条第2項 第186条第2項 H18-0331004 第3の七の4(9)② 第3の七の5(7)③(第3の七の4(9)②)</p>
	<p>④ 常に入所(入居)者の家族との連携を図るとともに、入所(入居)者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 家族に対し、施設の会報の送付、施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所(入居)者と家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。</p> <p>※ 面会の場所や時間等についても、入所(入居)者や家族の利便に配慮したものとするよう努めなければなりません。</p>	<p>条例 第163条第3項 第186条第3項 H18-0331004 第3の七の4(9)③ 第3の七の5(7)③(第3の七の4(9)③)</p>
	<p>⑤ 入所(入居)者の外出の機会を確保するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所(入居)者の生活を施設内で完結させてしまうことのないよう、入所(入居)者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所(入居)者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければなりません。</p>	<p>条例 第163条第4項 第186条第4項 H18-0331004 第3の七の4(9)④ 第3の七の5(7)③(第3の七の4(9)④)</p>

<p>17 機能訓練</p>	<p>○ 入所(入居)者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、または減退を防止するための訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しなければなりません。</p>	<p>条例 第164条 第190条(第164条準用) H18-0331004 第3の七の4(10) 第3の七の5(10)(第3の七の4(10))</p>
<p>18 栄養管理</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>○ 入所(入居)者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所(入居)者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所(入居)者の栄養状態を施設入所(入居)時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所(入居)者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成してください。</p> <p>※ 入所(入居)者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、入所(入居)者の栄養状態を定期的に記録してください。</p> <p>※ 入所(入居)者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直してください。</p>	<p>条例 第164条の2 第190条(第164条の2準用) H18-0331004 第3の七の4(11) 第3の七の5(10)(第3の七の4(11))</p>
<p>19 口腔衛生の管理</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>○ 入所(入居)者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所(入居)者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行ってください。</p> <p>※ 技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入所者(入居)の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的にその計画を見直してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 助言を行った歯科医師 b 歯科医師からの助言の要点 c 具体的方策 d 施設における実施目標 e 留意事項・特記事項 	<p>条例 第164条の3 第190条(第164条の3準用) H18-0331004 第3の七の4(12) 第3の七の5(10)(第3の七の4(12))</p>
<p>20 健康管理</p>	<p>○ 医師又は看護職員は、常に入所(入居)者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 健康管理は、医師及び看護職員の業務です。</p>	<p>条例 第165条 第190条(第165条準用) H18-0331004 第3の七の4(13) 第3の七の5(10)(第3の七の4(13))</p>

<p>21 入所(入居)者の入院期間中の取扱い</p>	<p>○ 入所(入居)者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者および家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所(入居)することができるようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するかどうかは、入所(入居)者の入院先の病院又は診療所の主治医に確認するなどの方法により判断してください。</p> <p>※ 「必要に応じて適切な便宜を供与」とは、入所(入居)者および家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指します。</p> <p>※ 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもってやむを得ない事情として該当するものではなく、例えば、入所(入居)者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指します。</p> <p>施設側の都合は、基本的には該当しません。</p> <p>※ 「やむを得ない場合」に該当する場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所(入居)者の生活に支障を来さないよう努める必要があります。</p> <p>※ 入所(入居)者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えありませんが、入所(入居)者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければなりません。</p>	<p>条例 第166条 第190条(第166条準用) H18-0331004 第3の七の4(14) 第3の七の5(10)(第3の七の4(14))</p>
<p>22 入所(入居)者に関する市への通知</p>	<p>○ 入所(入居)者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p> <p>ア 正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態またはその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、その利用者に関し、市に通知しなければなりません。</p>	<p>条例 第178条(第29条準用) 第190条(第29条準用) H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の一の4(18)) 第3の七の5(10)(第3の一の4(18))</p>
<p>23 緊急時等の対応</p>	<p>○ サービスの提供を行っているときに入所(入居)者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、条例第152条第1項1号に掲げる医師との連絡方法その他の緊急時等における対応方法を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 施設に対してあらかじめ配置医師による対応方法その他の方法による対応を定めなければならないことを義務づけるものです。</p>	<p>条例 第166条の2 第190条(第166条の2準用) H18-0331004 第3の七の4(15) 第3の七の5(10)(第3の七の4(15))</p>

24 管理者による管理	<p>○ 管理者は、常勤かつ専ら施設の管理業務に従事していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 次の場合であって、施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>a 施設の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>b 施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に施設の管理業務に支障がないと認められる場合</p> <p>c 施設がサテライト型居住施設である場合であって、本体施設（病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>	<p>条例 第167条 第190条(第167条準用) H18-0331004 第3の七の4(16) 第3の七の5(10)(第3の七の4(16))</p>
25 管理者の責務	<p>① 管理者は、施設の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第178条(第60条の11第1項準用) 第190条(第60条の11第1項準用) H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の二の二の3(4)) 第3の七の5(10)(第3の二の二の3(4))</p> <p>条例 第178条(第60条の11第2項準用) 第190条(第60条第2項準用) H18-0331004 第3の七の4(22)(第3の二の二の3(4)) 第3の七の5(10)(第3の二の二の3(4))</p>
26 計画担当介護支援専門員の責務	<p>○ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成業務のほか、次の業務を行っていますか。</p> <p>ア 入所(入居)に際し、指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>イ 入所(入居)者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>ウ 心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所(入居)者に対し、入所(入居)者および家族の希望、退所(退居)後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所(退居)のために必要な援助を行うこと。</p> <p>エ 退所(退居)に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>オ 身体的拘束等の態様及び時間、心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>カ 苦情の内容等を記録すること。</p>	<p>条例 第168条 第190条(第168条準用) H18-0331004 第3の七の4(17) 第3の七の5(10)(第3の七の4(17))</p>

	<p>キ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	
27 運営規程	<p>○ 施設ごとに、次の重要事項に関する規程を定めていますか。</p> <p>ア 施設の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 入所(入居)定員</p> <p>※ 入所(入居)定員は、指定地域密着型介護老人福祉施設の事業の専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、居室の利用人員数)と同数としてください。</p> <p>エ ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>オ 入所(入居)者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>※ 「サービスの内容」は、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指します。</p> <p>※ 「サービスの内容」は、入居者が、自ら生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、1日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指します。</p> <p>※ 「その他の費用の額」は、支払を受けることが認められている費用の額を指します。</p> <p>カ 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>※ 入所(入居)者がサービスの提供を受ける際の、入所(入居)者側が留意すべき事項(入所(入居)生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指します。</p> <p>キ 緊急時等における対応方法</p> <p>ク 非常災害対策</p> <p>※ 非常災害に関する具体的計画を指します。</p> <p>ケ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>コ その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>※ 入所(入居)者又は他の入所(入居)者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第169条 第187条 H18-0331004 第3の七の4(18)①・②・③・⑤ 第3の七の4(18)④(第3の二の二の3(5)⑤) 第3の七の5(8)① 第3の七の5(8)②(第3の七の4(18)①・③～⑤)</p>
28 勤務体制の確保等	<p>① 入所(入居)者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 原則として月ごとに勤務表(介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p> <p>② 【ユニット型】 従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行っていますか。</p> <p>ア 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p>	<p>条例 第170条第1項 第188条第1項 H18-0331004 第3の七の4(19)① 第3の七の5(9)④(第3の七の4(19)①)</p> <p>条例 第188条第2項 H18-0331004 第3の七の5(9)①・②③</p>

<p>イ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>ウ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業者の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければなりません。</p> <p>※ 従業者が、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められます。</p> <p>※ 常勤のユニットリーダーについては、当面は、研修受講者を各施設に2名以上配置する（ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととします。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）従業者を決めてもらうことで足りります。</p> <p>※ 研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められます。</p> <p>※ 今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定なので、この当面の基準にかかわらず、多くの従業者について研修を受講していただくよう配慮してください。</p> <p>※ 入居定員が10を超えるユニットを整備する場合においては、夜間時間帯を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めてください。</p> <p>a 日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置 ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が10を超えて1を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。</p> <p>b 夜間時間帯の介護職員及び看護職員の配置 2ユニットごとに1人の配置に加えて、その2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。</p>	
<p>③ 施設の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所(入居)者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。</p> <p>※ 調理業務、洗濯等の入所(入居)者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことができます。</p>	<p>条例 第170条第2項 第188条第3項 H18-0331004 第3の七の4(19)② 第3の七の5(9)④(第3の七の4(19)②)</p>
<p>④ 従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第170条第3項 第188条第4項 H18-0331004</p>

	<p>※ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>受講の対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p> <p>なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。</p>	<p>第3の七の4(19)③ 第3の七の5(9)④(第3の七の4(19)③)</p>
	<p>⑤ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するために次のような措置を講じていますか。</p> <p>事業主が講ずべき措置の具体的内容</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 事業主が講じることが望ましい取組</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。（令和4年4月1日から義務化となり、その間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるように努めてください。）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)</p>	<p>条例 第170条第4項 第188条第5項 第3の七の4(19)⑤ 第3の七の5(9)④(第3の七の4(19)⑤)</p>

<p>29 業務継続の策定等</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定地域密着型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>a 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等） ・ 初動対応 ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>b 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ・ 他施設及び地域との連携 	<p>条例第33条の2第1項</p> <p>第3の七の4(20)② 第3の七の5(10)(第3の七の4(20)②)</p>
	<p>② 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例第33条の2第2項</p> <p>第3の七の4(20)①③④ 第3の七の5(10)(第3の七の4(20)①③④)</p>
	<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第33条の2第3項</p>
<p>30 定員の遵守</p>	<p>① 【従来型】 入所定員及び居室の定員を超えて入所させていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>条例第171条</p>
	<p>② 【ユニット型】 ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第189条</p>

	<p>※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	
31 非常災害対策	<p>○ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> <p>※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制作りを求めることとしたものです。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあっては防火管理者に行わせてください。</p> <p>※ 防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その責任者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。</p> <p>※ 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう日頃から地域住民との密接な連携体制を確保し、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めてください。</p> <p>※ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	<p>条例 第178条(第60条の15条準用) 第190条(第60条の15条準用) H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の二の二の3(8)) 第3の七の5(10)(第3の二の二の3(8))</p>
32 衛生管理等	<p>① 入所(入居)者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ このほか、次の点に留意してください。</p> <p>a 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行わなければならない。 なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならないこと。</p> <p>b 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>c 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>d 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>② 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。</p>	<p>条例 第172条第1項 第190条(第172条第1項準用) H18-0331004 第3の七の4(21)① 第3の七の5(10)(第3の七の4(21))①</p> <p>条例 第172条第2項</p>

- ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ウ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること。
- エ 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。

い る ・ い ない

※ 具体的には次の取扱いとします。

- a 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）

幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員）により構成してください。

構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者（専任の感染対策を担当する者）を決めておくことが必要であり、看護師であることが望ましいです。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、事故発生の防止のための委員会については、相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えありません。

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。

- b 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針平常時の対策及び発生時の対応を規定します。

平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定されます。

また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>)

- c 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練

第190条(第172条第2項準用)

H18-0331004

第3の七の4(21)(2)

第3の七の5(10)(第3の七の4(21)(2))

	<p>介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしてください。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。</p> <p>調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要があります。</p> <p>研修の実施内容についても記録することが必要です。</p> <p>研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。</p> <p>訓練については、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>令和6年3月31日までの間は経過措置となり、努力義務とします。</p> <p>d 施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要ですが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合をのぞき、サービス提供を断る正当な理由には該当しません。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要です。</p>	
33 協力病院等	<p>① 入院治療を必要とする入所(入居)者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 協力病院は、施設から近距離にあることが望ましいです。</p>	<p>条例 第173条第1項 第190条(第173条第1項準用) H18-0331004 第3の七の4(22) 第3の七の5(10)(第3の七の4(22))</p>
	<p>② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 協力歯科医療機関は、施設から近距離にあることが望ましいです。</p>	<p>条例 第173条第2項 第190条(第173条第2項準用) H18-0331004 第3の七の4(19) 第3の七の5(10)(第3の七の4(19))</p>
34 掲示	<p>○ 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所(入居)申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p>	<p>条例 第178条(第35条準用) 第190条(第35条準用)</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を入所者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該地域密着型介護老人福祉施設事業所に備え付けることでも構いません。</p>	
35 秘密保持等	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所(入居)者または家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 従業者に、その業務上知り得た入所(入居)者または家族の秘密の保持を義務づけたものです。</p>	<p>条例 第174条第1項 第190条(第174条第1項準用) H18-0331004 第3の七の4⁽²³⁾① 第3の七の5⁽¹⁰⁾(第3の七の4⁽²³⁾①)</p>
	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所(入居)者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。</p>	<p>条例 第174条第2項 第190条(第174条第2項準用) H18-0331004 第3の七の4⁽²³⁾② 第3の七の5⁽¹⁰⁾(第3の七の4⁽²³⁾②)</p>
	<p>③ 指定居宅介護支援事業者等に対して、入所(入居)者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所(入居)者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 退所(退居)後の居宅介護支援計画の作成等に資するために、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入所(入居)者から同意を得る必要があります。</p>	<p>条例 第174条第3項 第190条(第174条第3項準用) H18-0331004 第3の七の4⁽²³⁾③ 第3の七の5⁽¹⁰⁾(第3の七の4⁽²³⁾③)</p>
36 広告	<p>○ 広告の内容が虚偽又は誇大なものではありませんか。</p> <p style="text-align: center;">な い ・ あ る</p>	<p>条例 第178条(第37条準用) 第190条(第37条準用)</p>
37 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	<p>① 居宅介護支援事業者による介護保険施設の紹介が公正中立に行われるよう、指定居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例 第175条第1項 第190条(第175条第1項準用) H18-0331004 第3の七の4⁽²⁴⁾① 第3の七の5⁽¹⁰⁾(第3の七の4⁽²⁴⁾①)</p>
	<p>② 退所(退居)後の居宅介護支援事業者の選択が公正中立に行われるよう、指定居宅介護支援事業者またはその従業者から、退所(退居)者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例 第175条第2項 第190条(第175条第2項準用) H18-0331004 第3の七の4⁽²⁴⁾② 第3の七の5⁽¹⁰⁾(第3の七の4⁽²⁴⁾②)</p>
38 苦情処理	<p>① 提供したサービスに係る入所(入居)者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第178条(第39条第1項準用) 第190条(第39条第1項準用)</p>

	<p>※ 必要な措置とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、入所(入居)申込者または家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。</p>	<p>H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の一の4(28)①) 第3の七の5(10)(第3の一の4(28)①)</p>
	<p>② 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所(入居)者および家族からの苦情に対し、組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情(施設が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録するしてください。</p> <p>また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行ってください。</p> <p>※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存してください。</p>	<p>条例 第178条(第39条第2項準用) 第190条(第39条第2項準用) H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の一の4(28)②) 第3の七の5(10)(第3の一の4(28)②)</p>
	<p>③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出・提示の求め又は市の職員からの質問・照会に応じ、入所(入居)者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第178条(第39条第3項準用) 第190条(第39条第3項準用) H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の一の4(28)③) 第3の七の5(10)(第3の一の4(28)③)</p>
	<p>④ 市からの求めがあった場合には、改善内容を市に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第178条(第39条第4項準用) 第190条(第39条第4項準用)</p>
	<p>⑤ 提供したサービスに係る入所(入居)者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第178条(第39条第5項準用) 第190条(第39条第5項準用)</p>
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第178条(第39条第6項準用) 第190条(第39条第6項準用)</p>
39 地域との連携等	<p>① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね12月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 運営推進会議とは、入所(入居)者、入所(入居)者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する市の職員又は施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会をいいます。</p>	<p>条例 第178条(第60条の17第1項準用) 第190条(第60条の17第1項準用) H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の二の二の3(10)①) 第3の七の5(10)(第3の二の二の3(10)①)</p>

<p>※ 運営推進会議は、施設が、入所(入居)者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、施設による入所(入居)者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各施設が自ら設置すべきものです。</p> <p>※ 運営推進会議は、施設の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となります。</p> <p>※ 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。</p> <p>※ 指定認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、双方の評価等を行うことで差し支えありません。</p> <p>※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催しても差し支えありません。</p> <p>ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。</p> <p>イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えありません。</p>	
<p>② 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存してください。</p>	<p>条例 第178条(第60条の17第2項準用) 第190条(第60条の17第2項準用) H18-0331004 第3の七の4⁽²⁸⁾(第3の二の二の3⁽¹⁰⁾②) 第3の七の5⁽¹⁰⁾(第3の二の二の3⁽¹⁰⁾②)</p>
<p>③ 事業の運営に当たっては、地域住民または自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 施設の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p>	<p>条例 第178条(第60条の17第3項準用) 第190条(第60条の17第3項準用) H18-0331004 第3の七の4⁽²⁸⁾(第3の二の二の3⁽¹⁰⁾③) 第3の七の5⁽¹⁰⁾(第3の二の二の3⁽¹⁰⁾③)</p>
<p>④ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する入所(入居)者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。</p>	<p>条例 第178条(第60条の17第4項準用) 第190条(第60条の17第4項準用) H18-0331004 第3の七の4⁽²⁸⁾(第3の二の二の3⁽¹⁰⁾④)(第</p>

	<p>※ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。</p>	<p>3の一の4⁽²⁹⁾(4)) 第3の七の5⁽¹⁰⁾(第3の二の二の3⁽¹⁰⁾(4)(第3の一の4⁽²⁹⁾(4))</p>
<p>40 事故発生の防止及び発生時の対応</p>	<p>① 事故の発生または再発を防止するため、次に定める措置を講じていますか。</p> <p>ア 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 事故発生の防止のための指針 施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>a 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方</p> <p>b 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>c 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>d 介護事故等（ヒヤリ・ハット事例及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いものを含む。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針</p> <p>e 介護事故等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>f 入所（入居）者等に対する指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>g その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針</p> <p>※ 事実の報告および分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底 報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意してください。 具体的には、次のようなことを想定しています。</p> <p>a 介護事故等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>b 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、介護事故等について報告すること。</p> <p>c 事故発生の防止のための委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>d 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。</p> <p>e 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>f 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。</p> <p>※ 事故発生の防止のための委員会（事故防止検討委員会）</p>	<p>条例 第176条第1項 第190条（第176条第1項準用） H18-0331004 第3の七の4⁽²⁵⁾①②③④⑤ 第3の七の5⁽¹⁰⁾(第3の七の4⁽²⁵⁾①②③④⑤)</p>

<p>事故防止検討委員会は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成してください。</p> <p>構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要です。</p> <p>事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましいですが、感染対策委員会とは、相互に関係が深いと認められることから、一体的に設置・運営することも差し支えありません。</p> <p>事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>※ 事故発生の防止のための従業者に対する研修</p> <p>介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき、安全管理の徹底を行ってください。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。</p> <p>研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。</p> <p>※ 事故発生防止等措置を適切に実施するための担当者</p>	
<p>専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策担当者と同一の従業者が務めることが望ましいです。</p>	
<p>② 入所(入居)者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所(入居)者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第176条第2項 第190条(第176条第2項準用)</p>
<p>③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第176条第3項 第190条(第176条第3項準用)</p>
<p>④ 入所(入居)者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 速やかな賠償を行うために、損害賠償保険に加入しておくか、賠償資力を有することが望ましいです。</p>	<p>条例 第176条第4項 第190条(第176条第4項準用)</p> <p>H18-0331004 第3の七の4(25)⑥ 第3の七の5(10)(第3の七の4(25)⑥)</p>

<p>41 虐待の防止 ※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること</p> <p>エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための研修について次のとおりです。</p> <p>a 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。</p> <p>b 研修の内容については記録してください。</p>	<p>条例第41条の2 条例第190条（条例第41条の2準用）</p> <p>H18-0331004 第3の七の4⁽²⁸⁾（第3の五の4⁽¹⁴⁾⁽³⁾） 第3の七の5⁽¹⁰⁾（第3の五の4⁽¹⁴⁾⁽³⁾）</p>
	<p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>a 管理者を含む、幅広い職種により構成します。</p> <p>b 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催してください。</p> <p>c 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>d テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>e 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>f 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p>	<p>H18-0331004 第3の七の4⁽²⁸⁾（第3の五の4⁽¹⁴⁾⁽¹⁾） 第3の七の5⁽¹⁰⁾（第3の五の4⁽¹⁴⁾⁽¹⁾）</p>

	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の五の4(14)②) 第3の七の5(10)(第3の五の4(14)②)</p>
<p>42 会計の区分</p>	<p>○ 施設ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日 老振発第18号） ・ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日 老高発0329第1号） ・ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日 老計第8号） 	<p>条例 第178条(第42条準用) 第190条(第42条準用) H18-0331004 第3の七の4(28)(第3の一の4(32)) 第3の七の5(10)(第3の一の4(32))</p>
<p>43 記録の整備</p>	<p>① 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第177条第1項 第190条(第177条第1項準用)</p>
	<p>② 入所(入居)者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 地域密着型施設サービス計画 イ 具体的なサービスの内容等の記録 ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所(入居)者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 入所(入居)者に関する市への通知に係る記録 オ 苦情の内容等の記録 カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 キ 報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第177条第2項 第190条(第177条第2項準用) 附則12</p>

五 変更の届出等

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① 次の事項に変更があったときは、10日以内にさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 施設の名称及び開設の場所</p> <p>イ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ サテライト型居住施設のある本体施設がある場合にあっては、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間</p> <p>オ 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要</p> <p>カ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要</p> <p>キ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>ク 運営規程</p> <p>ケ 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約内容(協力歯科医療機関があるときも同様)</p> <p>コ 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>サ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>シ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行ってください。</p>	<p>法 第78条の5第1項 施行規則 第131条の13第1項 第131条の13第2項</p>
	<p>② 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日をさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第78条の5第1項 施行規則 第131条の13第3項</p>
	<p>③ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、さいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止の場合は、予定期間</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第78条の5第2項 施行規則 第131条の13第2項</p>

六 その他

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づき命令を遵守し、要介護者のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 <p>イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 <p>ウ 事業所・施設の数が100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 ・ 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。 <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第1項 施行規則 第140条の39</p>
	<p>② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <p>(ア) さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 さいたま市長</p> <p>(イ) 埼玉県のみすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者 埼玉県知事</p> <p>(ウ) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者</p> <p style="margin-left: 20px;">i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣</p> <p style="margin-left: 20px;">ii 上記以外の事業者 主たる事業展開地域を管轄する地方厚生局長</p> <p>イ 届出事項</p> <p>(ア) 事業者の名称</p> <p>(イ) 主たる事務所の所在地</p> <p>(ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名</p> <p>(エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日</p> <p>(オ) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数20以上の場合）</p> <p>(カ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数100以上の場合）</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第2項 施行規則 第140条の40第1項</p>
	<p>③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第3項 施行規則 第140条の40第2項</p>
	<p>④ ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第4項 施行規則 第140条の40第3項</p>

2 介護サービス情報 の報告及び公表	① 埼玉県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、指定 情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告しています か。	法 第115条の35第1項 施行令 第37条の2 施行規則 第140条の44～46
	② 報告後、指定情報公表センターにより公表されています か。	法 第115条の35第2項 施行規則 第140条の46